

第4期雲南市農業委員会第24回総会議事録

1. 日 時 平成25年6月24日(月) 13:30~14:50

2. 場 所 木次町 下熊谷交流センター

3. 出席委員(33)

1番 内部武雄	2番 永井尚二	3番 錦織邦男	4番 渡部満憲
5番 宇都宮敏章	6番 日野一夫	7番 片寄健治	8番 竹下房子
9番 高島幹雄	10番 竹内 勉	11番 狩野幹美	13番 高橋敬二
14番 杉山正美	15番 鳥谷悦雄	16番 星野朝義	17番 川上蘆求
18番 嘉本輝雄	19番 白築 進	20番 白築美雄	21番 山本博子
22番 藤原克巳	23番 白築 剛	24番 青木征温	26番 小田久義
28番 高田 耕	29番 加藤一郎	30番 廣澤幸博	31番 石橋義明
32番 武田京子	33番 周藤寛洲	34番 橋本 博	35番 陶山直利
36番 勝部有二			

4. 欠席委員(4名) 12番 持田明典 25番 名原玲子 27番 藤原修至
37番 板持 庸

5. 事務局又は説明者 事務局長 杉原律雄 主 査 景山修二
副主幹 山中亜希子 副主幹 大塚雄彦

6. 議事日程

日程第1 議事録署名委員の指名

日程第2 諸報告

日程第3 議案の上程

- ・議第144号 農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について
- ・議第145号 農地法第3条の規定による許可申請について
- ・議題146号 農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得「下限面積」の認定について
- ・議第147号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第148号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について
- ・議第149号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画の承認について

7. 議 事

発信者	議 事 要 旨
事務局	定刻になりましたので、ただ今より開会いたします。 ご起立ください。一同ご礼。ご着席ください。

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>ただ今から平成25年第24回総会を開会いたします。</p> <p>ただ今の出席委員は33名であります。欠席委員は12番持田委員、25番名原委員、27番藤原委員、37番板持会長から欠席届が出ております。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第5条の規定により、定足数に達しておりますので、これから雲南市農業委員会第24回総会を開会いたします。</p>
議 長	<p>本日の議事日程は、お手元にお配りしているとおりです。</p>
議 長	<p>日程第1、議事録署名委員の指名を行います。</p> <p>議事録署名委員は、雲南市農業委員会会議規則第13条の規定により、11番狩野委員、13番高橋委員を指名します。</p>
事務局	<p>日程第2、諸報告を行います。</p> <p>【諸届及び会務等について事務局より報告並びに説明】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農地法第3条の3第1項の規定による届出書の受理について ・田畑転換届出の受理について ・農地法第4条第1項第8号届出書（農業施設用地転用届）の受理について ・公共事業の施工に伴う廃土処理に係る届出書の受理について ・合意解約届出(農地法第18条第6項通知)の受理について ・会議等の予定について
議 長	<p>以上で諸報告を終わります。質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言をお願いいたします。なお、発言をされる方は、議席番号とお名前をお願いいたします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、以上で諸報告を終わります。</p>
議 長	<p>日程第3、議案の上程を行ないます。</p> <p>それでは最初に、「議第144号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書7ページをご覧ください。「議第144号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△外2筆、地目は登記簿は田、現況は荒廃農地で、面積は、合計715㎡、権利の種別は非農地証明で、所有者は〇〇市〇〇、□□□□さん、非農地の事由は、「農地への復元が困難であるため、非農地として証明を受け、山林に地目変更したい」ということです。平成25年6月6日に現地調査を行っており、確認委員は、〇〇委員、〇〇委</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>員、〇〇委員です。非農地証明の対象となる農地についてですが、今回のこの土地は、耕作不適などやむを得ない事情によって長期間耕作放棄したため、自然改廃し雑木等が繁茂した農地で、農地への復旧が困難な土地であるため、非農地証明して問題ないと考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございませうか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第144号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませうか。</p>
議 長	<p>(無しの声あり)</p> <p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第144号農地法第2条の規定による非農地証明申請に対する認定について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第145号農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書9ページをご覧ください。「議第145号農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△ - △外4筆、地目は登記簿・現況とも田で、農用地区域内、面積は、合計4,035㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり200,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号2番、空き家付き農地、〇〇町〇〇△△ - △、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は622㎡、権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇県〇〇</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	<p>の□□□□さん、申請事由は、「遠方に居住しており、耕作が困難なため」ということです。譲受人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、家庭菜園として耕作したい」ということです。土地代は10アール当たり200,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、農用地区域内、面積は738㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇町〇〇の□□□□さん、申請事由は、「譲受人の要望により譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、農業経営を拡大する」ということです。土地代は10アール当たり19,000円で確認は〇〇委員です。</p> <p>続きまして申請書番号4番、空き家付き農地、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿・現況とも畑で、面積は173㎡です。権利の種別は3条の有償移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、申請事由は、「高齢になり耕作が困難になったため、譲受人に譲渡する」ということです。譲受人は、〇〇県〇〇の□□□□さん、申請事由は、「申請地を譲り受け、家庭菜園として耕作したい」ということです。土地代は、10アール当たり28,000円、確認は〇〇委員です。</p> <p>以上4件の案件とも、「周辺地域の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障が生ずる恐れはなく、譲受人の経営農地は全て耕作されており機械の保有、農作業の従事状況等からみて全ての農地について効率的に利用できるもの」と見込まれ、下限面積要件も満たしています。したがって、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。</p> <p>以上4件の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございましたか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
1 番	<p>先ほど説明がありました申請案件は、空き家付農地に関するものでしょうか。</p>
事務局	<p>申請番号2番と4番は、ご指摘のとおり空き家付農地です。この2件を加えまして、これまででの件数が3件となります。</p>
2 8 番	<p>3条許可申請に空き家付農地が2件出ておりまして結構なことです。申請番号4番の〇〇県からどういう形で農地の利用をなさるのかわかればお願いします。</p>
事務局	<p>申請者の住所は、〇〇県になっていますが、どうも聞くところによりますと〇〇町内の会社へ就職されるようです。それで、住まれる場所を探していらっしゃるようで、ちょうど良い物件があったということでこちらに住まれることとなり農地も取得されます。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
事務局	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第145号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。 よって、「議第145号農地法第3条の規定による許可申請について」は、申請のとおり許可することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第146号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書12ページをご覧ください。「議第146号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の認定について」であります。</p> <p>議案書14ページ及び資料番号2-1をご覧ください。</p> <p>議案上程の理由は、空き家付農地について、指定追加の事案が発生したためです。議案書14ページの農地取得下限面積の別表2、農地法施行規則第17条第2項の適用につきまして、新たに〇〇町〇〇△△-△、同じく〇〇町〇〇△△-△の2筆を加え、計60筆を区域としたいと考えております。</p> <p>なお、別表1農地法施行規則第17条第1項の適用につきましては変更ありません。承認を得ることができましたら、平成25年6月25日告示といたします。また、変更後の空き家対象物件は15件となります。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。 お諮りいたします。</p> <p>「議第146号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定することにご異議ございませんか。</p>

発信者	議 事 要 旨
	(無しの声あり)
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって「議第146号農地法第3条第2項第5号の規定による農地取得『下限面積』の設定について」は、提案のとおり決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第146号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書15ページをご覧ください。「議第147号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は302㎡です。申請人は、〇〇町〇〇の□□□□さん、転用目的は貸駐車場で、駐車区画15台分を計画なされています。転用理由は、「□□□□株式会社雲南営業所が申請地の近くに移転することに伴い、同営業所より社員駐車場敷地として利用したい旨の要望があったため貸し出す」とのことです。農用地区域外で、近隣商業地域内です。確認は〇〇委員です。申請にかかる農地は、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されており、都市計画法第8条第1項第1号に規定する用途地域が定められていることから、第3種農地と判断しました。第3種農地の転用は、原則転用可能となっています。</p> <p>以上の案件、ご審議をお願いします。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。</p>
	(無しの声あり)
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第147号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第147号農地法第4条の規定による許可申請に対する意見について」は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案書17ページをご覧ください。「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」であります。</p> <p>申請番号1番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は46㎡です。権利の種別は使用貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、借受人は貸付人の息子さんで、〇〇町〇〇の□□□□さんです。転用目的は農業用施設で、農業用倉庫1棟42㎡のうち9㎡を建設されます。転用理由は、「現在の農業用倉庫が古くなったため、建て替えたい」ということです。農用地区域外で、賃料は親子関係のため無償、確認は〇〇委員です。農地区分は「農業公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地である」ことから、第2種農地と判断いたしました。許可条項は、法第5条第2項第2号に規定する「申請に係る農地に代えて周辺の土地を供することにより転用目的を達成することができない」場合の「代替性なし」に該当すると考えます。今回の案件は、200㎡以内の農業用倉庫ですが、5条申請によるものでありまして、農業用施設の届出には該当しませんのでよろしく願いいたします。</p> <p>図面の26、27ページをご覧ください。今回の申請は、△△-△と△△-△にまたがって建設される予定ですが、△△-△は宅地であり、借受人の□□□□さんが金融機関から融資を受けられる際に、申請地も同じ宅地にしなければいけないということで転用の申請を出されております。</p> <p>続きまして申請番号2番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿田・現況畑、面積は1,410㎡です。権利の種別は賃貸借で、貸付人は〇〇町〇〇の□□□□さん、□□□□さん、□□□□さんの3名、借受人は〇〇町〇〇の□□□□です。転用目的は事業用地で、事務所1棟638㎡の内589㎡、駐車区画11台分を建設されます。転用理由は、「□□□□の事務所(〇〇支店(仮称))を建築するため」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。賃料は10アール当たり1,460千円で確認は1,000㎡を超えることから、〇〇委員、〇〇委員の2名です。農地区分は「都市計画法に規定する用途地域が定められている地域内の農地である」ことから、第3種農地と判断しました。第3種農地は、原則転用可能となっております。</p> <p>続きまして申請番号3番、〇〇町〇〇△△-△、地目は登記簿畑・現況雑種地で面積は147㎡です。権利の種別は所有権移転で、譲渡人は〇〇市〇〇の□□□□さん、譲受人は〇〇町〇〇の□□□□です。転用目的は駐車場で駐車区画6台分を建設されます。転用理由は、「県道出雲西城線の拡幅工事により従業員駐車場が不足するため、申請地を譲り受け使用したい」ということです。始末書が提出されておまして、「平成20年5月より駐車場として利用していた」ということです。農用地区域外で、都市計画区域内の近隣商業地域に指定されております。土地代は10a当たり3,401千円、確認は〇〇委員です。農地区分、許可条項は先ほどの2番と同じです。</p>

発信者	議 事 要 旨
事務局	以上3件の案件、ご審議をお願いします。
議 長	ただ今、事務局より説明がありましたが、確認された委員で特に補足説明をする必要があれば、説明をお願いします。
3 4 番	申請番号2番について、事務局から説明がありましたように〇〇支店（仮称）を建築する計画が進められております。農地を事業用地として転用し1,410㎡を賃貸借されます。
5 番	申請番号3番について、始末書が提出されておりますが事務局から説明がありましたとおり道路の拡幅工事によりまして、平成20年頃に駐車場を整備されました。大変申し訳なかったと詫びておられますのでよろしくご審議をお願いします。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑に入ります。最初に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号2番を除く案件についてご審議いただきます。ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は挙手の上発言願います。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号2番を除く案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>（無しの声あり）</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号2番を除く案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号2番についてご審議いただきます。雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>（〇〇委員 退席）</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	ただ今事務局から説明がございましたが、ご質疑がございますか。質疑がある方は、挙手の上発言願います。
1 番	木次の○店が申請地へ出るということでしょうか。
事務局	木次の○○支店と○○支店の2店が統合される計画です。
1 番	申請地は、木次町になりますか、三刀屋町になりますか。
事務局	申請地はちょうど境ですが、木次町地内になります。
2 9 番	総事業費とか詳しい全体像を教えてください。
事務局	資金計画ですが、建築関係で1億8,000万円、造成で2,000万円、合計2億円という計画をされております。資金の内訳は自己資金2億円を計画しておられます。
2 9 番	大きい事業につきましては、これからは資金計画の説明もお願いします。
1 番	決算時期に赤字だと言っているのに、この事業費をかけて組合員にメリットがありますか。
事務局	ここでは控えさせていただきたいと思います。理事会、総代会等で審議されると思います。
議 長	<p>他にはありませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	無いようですので、質疑を終わります。
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号2番の案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第148号農地法第5条の規定による許可申請に対する意見について」申請番号2番の案件は、申請のとおり承認とし、県に進達することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>それでは次に、「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」を議題とします。事務局より説明を求めます。</p>
事務局	<p>それでは議案書の19ページからご覧ください。「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」であります。今回の案件は6件申請されておりまして、大東町4件、加茂町1件、木次町1件であります。申請番号の2番と3番は相続の関係で分けておりますが、元の申請は一つでしたので1件としました。</p> <p>いずれの計画も農業経営基盤強化促進法第18条第3項の要件である「全ての農用地を効率的に耕作すること、農作業に常時従事すること、農用地利用集積計画の内容が基本構想に適合するものであること」の要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご審議よろしくお願い致します。</p>
議 長	<p>ただ今、事務局より説明がございましたが、慣例により各町で協議をお願いします。また、協議の際、「議事参与の制限」に該当する申請番号6番の案件がございますので、ご配慮ください。14時40分まで暫時休憩としますので、休憩の間にご協議をお願いします。</p> <p>(14時25分から14時40分まで町ごとに協議)</p> <p>会議を再開いたします。</p>
議 長	<p>先ほど休憩中にご協議いただいた結果を、各町より発表いただきます。</p>
議 長	<p>最初に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号6番の案件を除く案件についてお願いします。</p> <p>大東町より順次発表をお願いします。</p> <p>大東町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
29番	<p>木次町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
34番	<p>ただ今発表のとおり、いずれも許可妥当ということでございますが、ご質疑がございますか。</p>
議 長	<p>質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>お諮りいたします。</p> <p>「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番の案件を除く案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>それでは次に、議事参与の制限に関わる案件であります申請番号6番の案件についてお願いします。</p> <p>雲南市農業委員会会議規則第10条「議事参与の制限」により、〇番〇〇委員にはご退席願います。</p> <p>(〇〇委員 退席)</p>
議 長	<p>それでは、申請番号6番の案件について、先ほどご協議いただいた結果を加茂町より発表いただきます。</p>
6 番	<p>加茂町ですが、妥当と判断しましたのでご報告いたします。</p>
議 長	<p>ただ今協議結果について発表いただきましたが、ご質疑がございますか。質疑のある方は、挙手の上発言願います。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>無いようですので、質疑を終わります。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番の案件は、申請のとおり全て妥当として市長に報告することにご異議ございませんか。</p> <p>(無しの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>よって、「議第149号農業経営基盤強化法に基づく農用地利用集積計画の承認について」申請番号6番の案件は、申請のとおり妥当として市長に報告することに決定いたしました。</p>

発信者	議 事 要 旨
議 長	<p>〇〇委員には、着席願います。 (〇〇委員 着席)</p>
議 長	<p>以上で本日の議事日程は全て終了し、閉会といたします。 なお、7月の総会は7月24日(水)午後1時30分から「木次町下熊谷交流センター」で開催いたします。</p>
議 長	<p>ご起立下さい。 一同ご礼。 ご着席願います。</p>
議 長	<p>次にその他事項に入ります。事務局より説明願います。 【その他事項】</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 農地転用許可申請書添付書類(預金残高証明書等)について (2) 農地法の手続き等に関する質問および意見について (3) 遊休農地等解消に係る事例照会について (4) 平成25年度農業委員会視察研修について

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

平成 年 月 日

議長

署名委員

署名委員